

発行

長野県教職員組合
長野市旭町1098

号外 2018-138

2019年
3月22日

統一地方選挙特集

4月7日(日)県議会議員選挙
4月21日(日)市町村議員・首長選挙

あなたの一票が

平和とくらし、教育を守る 地方議会をつくる

投票に行き、私たちの願いを実現してくれる議員・首長を選ぼう！

4月7日(日)に長野県議会議員選挙、4月21日(日)には市町村長・議会議員選挙が行われます。

日頃はなかなか感じる事ができないのですが、私たちの生活のありようは政治によって決められています。この選挙は、消費増税や国民健康保険料の大幅な引き上げがねらわれているいま、県民のくらしと県・市町村の将来にとって重要であるとともに、教育にとっても、切実な願いや要求を実現する大きなチャンスです。全国学力テストの市町村別平均点公表や、匿名の授業評価・学校評価に反対し、少人数学級拡充、超過勤務縮減、賃金・諸手当アップなど、私たちの願いを実現してくれる議員・首長を選びましょう。また、9条改憲、辺野古新基地建設を強行しようとする安倍政権に地方から審判を下す、大きな意義をもつ選挙となります。みんなで声をかけ合って、必ず投票権を行使しましょう。

県民の命とくらし、教育を守る議員・首長はだれか

2018年8月から県下の市町村では、子ども医療費が中学卒業まで窓口無料で受診できるようになり、保護者のみなさんの願いがかなうこととなりました。一方で1レセプト(診療報酬明細書)あたり上限500円の自己負担金があり、子ども医療費は全県窓口完全無料化にすべきという声があります。

教職員の給料に目を向けると、退職金カットや、へき地手当の引き下げは放置されたままです。また、県教委は、教職員の超過勤務に対する「働き方改革」をすすめています。国の施策にならうもので抜本的な解決にまで踏み込んでいません。全国学力テストの市町村別・学校別平均点の公表は、市町村の判断に委ねられ、点数偏重の学力向上策によって教育がゆがめられようとしています。

こうした情勢の中、県議会・市町村議会において、行政の施策を厳しくチェックすることが求められます。私たちの願いを実現してくれる議員・首長はだれかを見極め、必ず投票権を行使しましょう。

地方から政権の悪政にストップ・民主主義を取りもどそう！

安倍政権は、9条改憲、原発再稼働、辺野古新基地建設強行、消費税10%増税、35人学級の拡充先送りなど、憲法や民主主義をないがしろにし、大企業優先の「アベノミクス」に突き進んでいます。

2018年の憲法記念日に合わせてマスコミが実施した世論調査では、自衛隊の存在を明記するという9条改憲案への賛否は「賛成」39%、「反対」53%(朝日新聞)。憲法9条をどう評価するかについて「非常に評価する」28%と「ある程度評価する」42%を合わせた「評価する」が70%(NHK)に上りました。また、2019年2月の辺野古新基地建設の埋め立てについて賛否を問う沖縄県民投票では「反対」が72%となり、これに呼応して長野県内の町議会では、沖縄県民投票結果を尊重するよう政府に求める請願を採択する動きが起きています。

また、長野県においては2018年3月の県議会で、日本政府と衆参両院議長宛に「核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書」を30対24の賛成多数で可決し、同様の意見書の採択が2019年3月現在で37の自治体に広がっています。

地方政治でも、平和とくらしを守り、安倍政権の暴走に正面から対決する議員・首長が必要です。



教職員の政治活動・選挙活動に関するQ&A

「政治活動の自由」は、民主国家の主権者である国民すべてに保障された重要な権利です。ところが、現行の公職選挙法や公務員法の中には、憲法で保障された「政治活動の自由」に不当な制限を加える条項があります。しかも文科省・県教委は、これらの制限をさらに誇大に宣伝し、教職員の選挙運動を規制しようとしています。これは誤りです。現行法のもとでも教職員ができる選挙活動はあります。

Q1：教職員ができる選挙活動はどんなこと？

以下のような選挙活動ができます。

- ①後援会への参加や、選挙カンパをすること。
- ②電話で支持を訴えること。（ただし「教職員としての地位利用」にならないよう注意）
- ③政策を紹介するパンフレットを配布すること。
- ④選挙事務所の手伝いなど、無給で簡単な労務を行うこと。
- ⑤自筆の封書で、他の用件のついでに支持を訴えること。（②と同様の注意は必要）
- ⑥公示後、知人等に口頭で投票依頼をすること。（②と同様の注意は必要）

Q2：選挙活動で制限されることはどんなこと？

- ①「児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用」した運動は禁止されています（公職選挙法137条）。これは、保護者や地域の人々に教育上の地位を利用して投票依頼や募金などを働きかけることが禁止されているということです。
- ②選挙用のポスター、ハガキや選挙公報に推薦人として名を連ねたり、演説などを行ったりすることは禁止されています。（国家公務員法102条、地方公務員法36条）

Q3：ネットやSNSなどで気をつけることは？

2013年4月19日にインターネットによる選挙活動が解禁になりました。しかし判例が出ていない現在では慎重に対応する必要があります。ネット選挙でも、教職員の地位利用に当たる行為はできません。

- ①選挙期間中、パソコン・携帯のメール、ショートメールでの投票依頼はできません。
- ②選挙期間中、LINE、フェイスブック、ツイッター、ブログについては、「いいね」やフォロー、リツイートも含め、教育公務員であることを明示したアカウントを使うことが多いので避けた方が無難です。